

○経済産業省令四十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 甘利 明

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第三号を次のように改める。

- 三 次のいずれかに該当する水力発電設備であつて、出力二十キロワット未満のもの
- イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。）
- ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。